明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○発信者情報開示命令事件手続規則の一部を改正する規則（最高裁一）　二
〔省令〕
○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・農林水産一）　二
〔告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二一）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二二）　三
○大学設置基準第三十二条第四項の規定に基づく獣医学に関する学科の卒業の要件のうち専門教育科目の単位数の専門分野別の配分を廃止する件（文部科学三）　三
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ⑴及び⑵の規定に基づき令和三年度、令和四年度及び令和五年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件（厚生労働七）　三
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和七年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同八）　四
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和七年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同九）　四
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和七年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同一〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二〇五～二一二）　五
○地すべり防止区域を追加指定する件（同二一三）　六
○農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件の一部を改正する件（同二一四）　六
○令和八年産のうんしゅうみかん等の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件（同二一五）　六
○信号符字を点附した件（国土交通六四）　七
○信号符字を取り消した件（同六五）　七
○船舶国籍証書を無効とした件（同六六）　七
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（同六七）　七
○那覇港船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁四）　七
○道路に関する件（中国地方整備局九、一〇）　七
〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔公告〕　八
諸事項　八
官庁
有権者申出方関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
令和八年（二〇二六）暦要項関係　二四
会社その他　二五

最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

発信者情報開示命令事件手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月三日

最高裁判所

発信者情報開示命令事件手続規則の一部を改正する規則

発信者情報開示命令事件手続規則（令和四年最高裁判所規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第九条第二項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

附　則

この規則は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

省　令

○財務省・農林水産省令第一号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条第二項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月三日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　江藤　拓

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準） **第四十八条**　法第十九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準 イ・ロ　（略） ハ　申請者（法人にあっては申請者又はその業務を行う役員、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては申請者又はその代表者若しくは管理人）が次のいずれかに該当するときは、認証をしないこと。 (1)～(3)　（略） (4)　第三号トの規定による認証の取消しに係る弁明の機会の付与について通知した日からその取消しをする日又は取消しをしないことを決定する日までの間に二(4)の規定による業務の廃止の通知をした者で、その通知の日から一年を経過しないもの (5)　(4)の業務の廃止の通知をした日前三十日以内にその通知に係る者（法人又は人格のない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに限る。）の業務を行う役員（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）であった者でその通知の日から一年を経過しないもの ニ・ホ　（略） 二～五　（略） 2　（略）	（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準） **第四十八条**　法第十九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準 イ・ロ　（略） ハ　申請者（法人にあっては申請者又はその業務を行う役員、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては申請者又はその代表者若しくは管理人）が次のいずれかに該当するときは、認証をしないこと。 (1)～(3)　（略） （新設） ニ・ホ　（略） 二～五　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。